

独立行政法人製品評価技術基盤機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成31年 3月 6日  
独立行政法人製品評価技術基盤機構

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

#### 1. 対象となる事務及び事業

本計画は、機構が主として行う事務及び事業を対象とする。

#### 2. 対象期間等

本計画は、2019年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

#### 3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施するとともに、今後の技術の進展や働き方の変化などを踏まえて措置を見直し・追加をしていくことにより、2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目指すこととする。また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととする。

この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

#### 4. 個別対策に関する目標

温室効果ガスの2030年度の目標及び2020年度の間目標に向けて、費用対効果や設備導入に係る作業を勘案しながら、各々の目標に照らした個別対策の実施に向けて最大限努める。

##### 1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2018年時点で機構は50%の次世代自動車を導入しており（4台中2台）、2020年度の間目標としても、引き続き割合を維持する。

##### 2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努める。

##### 3. LED照明の導入割合

LED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに概ね70%以上とすることに向けて努める。

##### 4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね40%以上削減することに向けて努める。

##### 5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

##### 6. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

#### 5. 措置の内容

##### 1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- ② 「省エネルギー診断の実施について」(平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を踏まえ、機構が管理する建物等施設の省エネルギー診断実施の検討や施設・機器等の更新時期も踏まえた高効率な機器類の導入等、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施し、エネルギー消費機器や熱源の運用改善に取り組む。
- ③ 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」(平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、建物の中央監視システムを運用することにより建物のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上を図る大規模改修を実施する際は、屋根、外壁、窓等について、断熱性能や日射遮蔽性能の向上に努める。
- ③ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号)に基づき内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化に努める。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFC を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 変圧器の更新を伴う受変電設備改修の際、エネルギー損失の少ない機器の導入を図る。
- ⑥ ガス冷房等の機器の電力負荷平準化に資する運転を適切に行う。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備については、計画的な設備改修を引き続き進める。
- ② また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるので、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 建物内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度、暖房の場合は19度）を引き続き徹底していく。
- ② サーバ室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

#### （5）再生可能エネルギー等の有効利用

太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの活用を図る大規模改修を実施する際は、建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り導入を図る。

#### （6）水の有効利用

- ① 機構の大阪事業所においては、貯水タンクに貯めた雨水を植栽への散水に継続して利用する。
- ② 整備済の節水トイレ、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具について、管理を適切に行い、引き続きこれを実施する。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備や節水に有効な器具の導入の検討、または活用により、水の有効利用を極力図る。

#### （7）新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする

## 2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

#### （1）次世代自動車の導入

2018年10月の時点で、機構では既に50%（4台中2台）の次世代自動車を導入しており、次世代自動車に係る目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- ② 公用車の更新に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガス排出量の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

## (2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

### ア. 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査を必要に応じて行う。
- ② アイドリング・ストップ装置付きの公用車は4台中1台導入済みである。他3台の公用車についても、アイドリング・ストップの励行について、周知徹底を行っており、引き続きこれらの対策を継続していく。
- ③ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機については、4台中1台の公用車に導入済みであり、引き続き積極的に活用していく。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ カーエアコンについては、適切な温度設定にできるよう引き続き周知徹底を行っていく。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑦ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑧ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

### イ. 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を実施済みであるが、引き続き見直しを行っていく。

## (3) 自転車の活用

短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を推進する。

## (4) 小売電気事業者との契約

建物の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い電気小売事業者の選択を極力図る。また、グリーン電力の購入について検討を推進する。

## (5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

### ア. LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 建物の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。既存照明の更新時においても、設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- ② LED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入する。
- ③ 設置・更新後15年を経過していない既存照明については、2020年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行うこととする。

#### イ. 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、買換えや新規購入のタイミングでエネルギー効率が向上していくよう努める。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

#### (6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ② 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスマーリ化を図る。
- ③ 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、配布資料の削減を図る（審議会等のペーパーレス化）。
- ④ 電子決済の推進を図る。
- ⑤ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、関係府省の部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ⑥ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ⑦ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ⑧ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑨ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑩ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑪ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア. 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ. 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(8) H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア. H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、建物内の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ. フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、関連機器の点検・保守を適切に行う。

ウ. 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊等

建物内の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F 6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(9) その他

ア. その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が

促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 原則、温室効果ガスの排出の相対的に少ない都市ガスを引き続き利用する。

#### イ. 製品等の長期使用等

- ① その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売するよう事業者呼びかけ、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。既に実施している事業者については、引き続き現行の回収ルートにより再使用を行う。
- ④ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑤ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

#### ウ. エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

建物内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促す。

#### エ. 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

#### オ. メタン（CH<sub>4</sub>）及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しな



いよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を既に行っているが、引き続き継続していく。

### 3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

#### (1) エネルギー使用量の抑制

##### ア. 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① O A 機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を進めるとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 建物内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ サーバ室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。（再掲）
- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 冷暖房中においては、外部との出入り口開放禁止の徹底、窓の施錠およびブラインドの使用を徹底する。
- ⑥ 発熱の大きい O A 機器類の配置を工夫する。
- ⑦ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑧ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑨ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑩ 費用対効果及びその他の技術的制約条件等を踏まえつつ、施設規模等に応じた C O 2 冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器等の高効率給湯器の導入の可能性を検討する。
- ⑪ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑫ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。

##### イ. 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以

下の措置を講じる。

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を進める。
- ② トイレに設置されている流水音発生器について、点検・保守を適切に行う。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

## (2) ごみの分別

- ① 廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 個人用のごみ箱を順次減らしているところ、引き続き実施していく。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

## (3) 廃棄物の減量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量を、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）を踏まえつつ削減に向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを図るために、以下の措置を講じる。

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。（再掲）
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。（再掲）
- ④ 廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。（再掲）
- ⑤ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。（再掲）
- ⑥ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。（再掲）
- ⑦ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑧ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑨ 建物から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。（再掲）
- ⑩ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

① 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(5) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用に努める。

② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

#### 4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。

② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底や、事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。

③ テレワークの推進を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。

② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

## 6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

### (1) 推進体制

本計画の推進・評価・点検は、企画管理部において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、企画管理部総務課が行う。

### (2) 点検結果の公表

本計画の点検結果については、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。

透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。

#### 【参考】「グリーン調達推進本部」について

機構では環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるため、「グリーン調達推進本部」を設置している。

#### <グリーン調達推進本部>

本部長：理事長

副本部長：理事

本部長：情報統括官、企画管理部長、国際評価技術本部長、バイオテクノロジーセンター所長、化学物質管理センター所長、認定センター所長、製品安全センター所長

## 7. 温室効果ガスの排出削減計画

表1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

	単位	2013年度	2017年度 (参考値)※1	2020年度目標	
				2013年度比	
公用車燃料	kg-CO2	12,913	12,026	11,622	-10%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	5,273,301	5,821,797	4,745,971	-11%
電気	kg-CO2	4,390,502	4,735,817	3,731,926	-15%
(電気使用量)	kWh	8,278,536	9,687,437		
(電気排出係数)	kg-CO2/kWh	各電力会社による			
電気以外	kg-CO2	882,799	1,085,980	1,014,045	15% ※2
合計	kg-CO2	5,286,214	5,833,823	4,757,593	-10%

※1 大型蓄電池システム試験評価施設の新設や新規事業開始等の特殊要因により総排出

量が増加に転じた 2017 年度の使用量を参考として示した。

※2 電気以外の施設のエネルギー使用量について、2013 年度比ではプラスだが、総排出量が増加に転じた 2017 年度比では-7%を目標とする。

表 2 個別対策に関する目標

	単位	2013年度	2017年度 (参考値)	2020年度目標	
					2013年度比
公用車に占める次世代自動車の割合	%	50	50	50	
公用車の燃料使用量	GJ	194.0	181.9	164.9	-15%
LED照明の導入割合	%	17	65	70	
用紙の使用量	t	32.9	26.9	19.7	-40%
執務室の単位面積あたりの電気使用量	kWh/m <sup>2</sup>	214.1	225.6	192.6	-10%
事務所の単位面積あたりの上水使用量	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	0.35	0.49	0.31	-10%